その単位をヘルツ（Hz）とし、次のとおり表示する。
－ キロヘルツ（kHz）3000kHzまで
－ メガヘルツ（MHz）3MHzを超えて3000MHzまで
－ ギガヘルツ（GHz）3GHzを超えて3000GHzまで
もっとも、これらの規定に従うことにより重大な困難が、例えば、周波数の通告及び登録、周波数の表並びにその関連事項に関して生ずる場合には、適当な変更を加えることができる[1]。

周波数帯の番号	記号	周波数の範囲（下限を含まず、上限を含む）	対応するメートル表示による区分
4	VLF	3-30kHz	ミリアメートル波
5	LF	30-300kHz	キロメートル波
6	MF	300-3000kHz	ヘクトメートル波
7	HF	3-30MHz	デカメートル波
8	VHF	30-300MHz	メートル波
9	UHF	300-3000MHz	デシメートル波
10	SHF	3-30GHz	センチメートル波
11	EHF	30-300GHz	ミリメートル波
12		300-3000GHz	デシミリメートル波

注記1「N番号の周波数帯」は、0.3×10^{N} Hzから3×10^{N} Hzまでとする。
注記2 接頭辞 k＝キロ（10^{3}）、M＝メガ（10^{6}）、G＝ギガ（10^{9}）

第Ⅱ節 － 日付及び時刻

改 2.5　日付が協定世界時（UTC）に関連して使用されるときは、その日付は、基準子午線の日付でなければならない。なお、基準子午線は、地理上の経度０度に相当する。

第４条　周波数の割当て及び使用

第Ⅰ節 － 一般用語

追 4.24　深宇宙での運用を目的とした宇宙研究通信系は、その宇宙機が、打上げ期間、初期の軌道上、地球のそばを飛行中及び地球に帰還中のような地球の近くにある場合には、深宇宙における宇宙研究業務と同様の地位のもとに、宇宙研究業務（深宇宙）への分配も使用できる。

第５条　周波数の分配

第Ⅳ節 － 周波数分配表（第2.1号参照）

改 5.54B　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、クウェート、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8.3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

改 5.55　付加分配：アルメニア、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

改 5.68　代替分配：コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカでは、160-200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

改 5.93　付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz及び2160-2170kHzの周波数帯は、第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

改 5.96　ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、クロアチア、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、ジョージア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、英国、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz及び1850-2000kHzの周波数帯のうち200kHzまでを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も10Wを超えてはならない。

改 5.98　代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、ジョージア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びトルコでは、1810-1830kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

改 5.102　代替分配：ボリビア、チリ、パラグアイ及びペルーでは、1850-2000kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務（航空移動を除く。）、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

改 5.119　付加分配：ペルーでは、3500-3750kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

改 5.122　代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ及びペルーでは、3750-4000kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

改 5.132B　代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438-4488kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

改 5003-7450kHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
5275-5351.5	固定 移動（航空移動を除く。）	
5351.5-5366.5	固定 移動（航空移動を除く。） アマチュア　5.133B	
5366.5-5450	固定 移動（航空移動を除く。）	
…		